R_{19} ＝ 0.010
R_{20} ＝ 0.01020
R_{21} ＝ 0.01013
R_{22} ＝ 0.011
R_{23} ＝ 0.011
R_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.011
　イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.016
　ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.027
R_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011
　イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016
R_{26} ＝ 0.012
R_{27} ＝ 0.000
R_{28} ＝ 0.0339
R_{29} ＝ 0.0000
R_{30} ＝ 0.00000
$R_{元}$ ＝ 0.02533

S_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
T_{17} ＝ 0.022
T_{18} ＝ 0.021
T_{19} ＝ 0.021
T_{20} ＝ 0.02124
T_{21} ＝ 0.02248
T_{22} ＝ 0.025

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意を

R_{19} ＝ 0.010
R_{20} ＝ 0.01020
R_{21} ＝ 0.012
R_{22} ＝ 0.011
R_{23} ＝ 0.011
R_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.011
　イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.016
　ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.027
R_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011
　イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016
R_{26} ＝ 0.012
R_{27} ＝ 0.000
R_{28} ＝ 0.0339
R_{29} ＝ 0.0000
R_{30} ＝ 0.00000

S_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
T_{17} ＝ 0.022
T_{18} ＝ 0.021
T_{19} ＝ 0.021
T_{20} ＝ 0.02129
T_{21} ＝ 0.026
T_{22} ＝ 0.026

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意を